# 岩内町事業者一時支援金 (概要)

### ●岩内町事業者一時支援金とは?

北海道内における緊急事態宣言(R3.5)に伴い、飲食店等に対する営業時間および酒類提供時間の短縮要請、さらには外出自粛要請などにより、特に、飲食業をはじめ、 観光業、それらの業種と取り引きを行う事業者においては、経済的に大きな影響が及んでいることから、国および道の支援制度の対象外となる事業者に対して、いち早く支援を実施していくため、新たな支援金制度を創設します。

## ●対象となる方(次の①~③、全てを満たす町内の事業者)

- ①次の公的支援金の対象外であること。
  - ・国(月次支援金) 中小法人20万円/月、個人10万円/月 売上減少▲50%
  - ・道(緊急事態措置協力支援金) 中小法人・個人 2.5~7.5万円/日
- ②緊急事態宣言措置発令月 (令和3年5月、6月) の売り上げが、 前年(又は前々年)の同月と比較し、30%以上減少している。
- ③売上減少の直接の要因が、次のア、又はイのどちらかに該当
  - ア、緊急事態宣言に伴う時短要請および休業した**店舗等との取引等がある** 事業者

例/卸・小売業(食材等)、運輸業(タクシー)、サービス業(クリーニング店等)

イ、外出・往来の自粛要請等により、**町外からの来客が減った**事業者 (町外比率50%以上を占める場合に限る) 例/宿泊業、飲食業、小売業(土産物店等)

#### ●給付額

1事業者あたり 10万円/月 ※最大2ヵ月分

## ●受付期間

令和3年6月1日(火)~7月30日(金)

## ●必要書類

- ・売上高の減少がわかる書類(確定申告書、売上台帳)
- ・取引先、内容がわかる資料